

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と学校法人帝京大学（以下「乙」という。）は、多摩市内に発生した地震その他のによる災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設（以下単に「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(地区防災倉庫の設置)

第10条 甲は、災害時に必要な地区防災倉庫を、乙の承認の下に設置し管理するものとする。この場合、甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してその所在を明確にするものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市
代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都板橋区加賀二丁目11番1号
学校法人 帝京大学
代表者 理事長 冲永佳史

第1号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

所在 地
学校 名
代表者名

避 難 所 等 指 定 承 諾 書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所 在 場 所

2 名 称

3 避難所等指定 避難場所 []

面積 平方メートル

避 難 所 []

面積 平方メートル

別紙配置図のとおり

第2号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

多摩市長

避 難 所 等 開 設 通 知 書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開 設 日 時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
使 用 施 設	避難場所 [] 避 難 所 []
利 用 人 数	名
そ の 他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

第3号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

多摩市長

避難所等使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における避難所等施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長をお願いします。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定

平成 年 月 日 時から
平成 年 月 日 時まで

3 利用人数

名

4 延長の理由

5 連絡先

部 課 担当 電話

第4号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

多摩市長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第9条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

平成 年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時

平成 年 月 日 時まで

3 連絡先

部 課 担当 電話